

2022年6月16日

株主各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社じもとホールディングス
代表取締役会長 川越 浩司

「第10期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の
一部修正について

2022年6月3日付にて株主の皆さまにご送付いたしました「第10期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正箇所

「第10期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知」

株主総会参考書類 第2号議案 定款一部変更の件 2. 変更の内容

- (1) 7ページ（優先配当金）第13条のC種優先配当率に係る条文内容
- (2) 11ページ（E種優先中間配当金）第19条の3の条文内容

2. 修正内容（修正箇所は網掛けで表示しております。）

- (1) 7ページ（優先配当金）第13条のC種優先配当率に係る条文内容

（変更前）

現行定款	変更案
（優先配当金） 第13条 （前略） 「C種優先配当率」とは、 （i）平成25年3月31日に終了する 事業年度に係るC種優先配当率（中略） （以下、省略）	（優先配当金） 第13条 （前略） 「C種優先配当率」とは、 （i）平成25年3月31日に終了する 事業年度に係るC種優先配当率（中略） （以下、省略）

（変更後）

現行定款	変更案
（優先配当金） 第13条 （前略） 「C種優先配当率」とは、 （i）平成25年3月31日に終了する 事業年度に係るC種優先配当率（中略） （以下、省略）	（優先配当金） 第13条 （前略） 「C種優先配当率」とは、 （i）平成25年3月31日に終了する 事業年度に係るC種優先配当率（中略） （以下、省略）

(2) 11 ページ (E種優先中間配当金) 第 19 条の 3 の条文内容
(変更前)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(E種優先中間配当金)</u> <u>第 19 条の 3</u> 当社は、第 47 条に定める中間配当金をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式 1 株につき、各事業年度におけるE種優先配当金の額の 2 分の 1 の額を上限として金額による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優先中間配当金」という。) を行う。</p>

(変更後)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(E種優先中間配当金)</u> <u>第 19 条の 3</u> 当社は、第 47 条に定める中間配当金をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式 1 株につき、各事業年度におけるE種優先配当金の額の 2 分の 1 の額を上限として金銭による剰余金の配当 (かかる配当により支払われる金銭を、以下「E種優先中間配当金」という。) を行う。</p>

以上